

Shell Gadus S2 U100L 2

シェル ガダス S2 U100L 2

－高温軸受用グリース－

シェル ガダス S2 U100L 2は高度に精製した鉱油を基油として各種添加剤を配合した非石けん基(ベントナイト)の高温用マルチパーパスグリースです。

シェル ガダス S2 U100L 2は、過酷な条件、特に高温下で使用する場合に長期間にわたり良好な潤滑性能を維持します。例えば、製鉄所のパレットホイール、各種加熱炉のキルンカー、製紙工場のドライヤシリンダやフェルトドライヤ、セメント工場のクリンカー冷却機、紡織工場のスラッシュなどで優れた性能を発揮します。

使用温度範囲 : -25°C ~ $+150^{\circ}\text{C}$

■シェル ガダス S2 U100L 2 の特長

1. 優れた高温特性

ベントナイトと呼ばれる特殊な粘土を増ちょう剤としていますので、高温でもグリースが液状になりにくく、軸受からの流出を最小限に抑えます。

2. 優れた耐水性

水に洗い流されることが少ないので、高温多湿の運転条件でも使用できます。

3. 優れた機械的安定性

過酷な条件下で長期間にわたって使用しても軟化したり、流出したりすることが少なく、良好な潤滑性能を維持します。

4. 優れた防錆性

高湿度条件下でも長期間にわたり軸受等に発生する錆を防止します。

5. 優れた化学的安定性

やや腐食性のあるガスや酸・アルカリの雰囲気でも、反応したり、軟化したりしにくく良好なグリース状態を維持します。

6. 長い潤滑寿命

上記の各種の優れた性能により、長期にわたり優れた潤滑性能を発揮します。

シェル ガダス S2 U100L 2 の代表性状			
試験項目		試験方法	シェル ガダス S2 U100L 2
増ちょう剤		—	ベントナイト
外 観		—	なめらか、褐色
原料 基油	タイプ		鉱油
	動粘度 mm ² /s	@ 40°C	JIS K2283
		@ 100°C	
混和ちよう度		JIS K2220 7.	279
滴 点 °C		JIS K2220 8.	300 以上
離油度 (100°C×24h) wt%		JIS K2220 11.	1.5
酸化安定度 (99°C×100h) KPa		JIS K2220 12.	25

* 代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変わる場合があります。

(2022-02)

シェル ガダス S2 U100L 2 の販売荷姿 : 16 kg ペール

■ 使用上の留意点

- ・給脂の際、機械の給脂口をきれいにし、新しいグリースを補給してください。出来るだけ機械を無負荷で運転しながら古いグリースが排出口などから出つくし、新しいグリースが出て来るまで十分に給脂してください。
その後は、機械メーカーの指示を十分考慮し、定期的に給脂してください。
- ・石けん基の異なるグリースを混ぜると、性能低下がおこりますのでご注意ください。なお、同じ石けん基グリース同志の場合でも性能低下がおこることがありますので、異なる銘柄の混合使用はさけてください。
- ・グリースはゴミなどのコンタミネント(汚染物)が混入すると、取り除くことができません。
そのまま使用した場合、軸受、ギヤなどの異常摩耗、破損の原因となりますので取扱いに十分注意するとともに容器の蓋をよく締め、直射日光のあたらない場所(屋内)に保管してください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合がございます。製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

※本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意

▼下記の注意事項に従ってお取扱ください。

◀ 取り扱い上の注意 ▶

【安全対策】

- ・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・取り扱う際は保護具を使用すること。
- ・飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。
- ・無理に吐かせないこと。

【応急措置】

- ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。
- ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。

【保管】

- ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
- ・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。

【廃棄】

- ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
- ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
- ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

2022.2.21